

新見市教育委員会 12月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和4年12月21日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名

委 員	溝 尾 妙 子
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和4年12月21日(水) 午後3時30分から午後4時36分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 1 1 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 4 件、協議・報告 1 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。

「議第 3 8 号」の説明をお願いします。

6 議 事

議第 3 8 号 令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について

黒川課長 議第 3 8 号 令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学学用品費入学前支給）の承認について説明させていただきます。資料をご覧ください。これは、来年度の新小学 1 年生と新中学 1 年生に対する入学学用品費を入学の前年度に支給するもので、前会の教育委員会で全体の申請に対する審議をしていただきましたが、新たに 1 世帯、小学生 1 名の追加申請がありました。資料 2 ページをご覧ください。世帯番号 4 4 の方につきましては、認定基準倍率の数値が 1. 0 8 で、1. 5 倍以下であるため、認定が適当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第 3 8 号は承認とします。
次に、「議第 3 9 号」の説明をお願いします。

議第 39 号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長

議第 39 号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。No 1 の方は、家庭の事情で現小学校区から別の小学校区へ転居されましたが、学年・学期の途中であること、12 月末にはご家族で海外へ転出予定があることから、今学期末まで現小学校への通学を希望されています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

12 月 2 日からもうすでに通っているということで、手続き上、事後承認なのではないかと思いますが、委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第 39 号は承認とします。
次に、「議第 40 号」の説明をお願いします。

議第 40 号 新見市遠距離通学支援助成金交付要綱の制定について

田中課長

議第 40 号 新見市遠距離通学支援助成金交付要綱の制定について説明させていただきます。前会の定例会の議第 37 号で、この要綱を提案させていただきましたが、大変失礼ながら条文中に整合性が取れていなかった部分がありましたので、修正をおこない、再度提案させていただきます。修正した箇所ですけれども、要綱の 1 ページをご覧ください。第 2 条で、交付対象者をうたっておりますが、第 2 項で交付対象としないものの規定をしております。その中で、前会は通学バス及び市営バスを利用しているものの保護者を規定しておりましたが、整合性が取れませんので、この条項を削除しております。資料 3 ページをご覧ください。中ほど、別表第 3 条関係ですが、この中の区分と助成額の言い回しを変えております。今回、新たに追加する区分の上段ですが、「路線バス、市営バス等」を加えております。それから公共機関の後に、「及び通学バス」を追加させていただいております。先ほどの 2 条 2 項の規定と、ここでの要件の整合性をとるということです。助成金の額につきましても直しております。以前ですと、定期券の購入額ということでうたっておりますが、その前段に、「有償利用による場合においては、」という規定を追加させていただいております。それから下段に、以前は、住居から利用する停留所等ということで、ただし書きをさせていただいておりましたが、ただし書きを取りまして、それぞれ独立した表現としております。2 条 2 項

と別表につきまして、整合性をとらせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第40号は承認とします。
次に、「報第17号」の説明をお願いします。

報第17号 令和4年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について

黒川課長

報第17号 令和4年度新見市特別支援教育支援委員会の報告について説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。本年度も支援委員会を2日間開催しました。2の就学指導結果の概略といたしましては、審査に該当する幼児、児童、生徒は延べ61名で、昨年度と同数となっております。(2)の小学校入学のタイミングで就学支援を審議した12名については、2名が特別支援学校へ、10名が支援学級へという結果になりました。(3)の中学校入学のタイミングで就学支援を審議した5名については、引き続き支援学級在籍となる児童が2名、知的学級から特別支援学校へ転校となる児童が1名、知的学級から自閉情緒学級へ転級する児童が1名、通常学級から自閉情緒学級に転級する児童が1名となりました。(4)には、その他の小・中学校在学者の結果を記載しております。小学校35名中26名、中学校9名中9名が支援学級継続となり、小学校における通常学級から支援学級へ転級した児童数と、支援学級から通常学級へ転級した児童数はほぼ同じでした。ここ数年、支援学級から通常学級への転級が多いことが特徴でしたが、新見市特別支援教育推進センターを中心とした就学支援が一定的成果をなし、児童生徒が個々の特性に応じた学びの場を得ている結果が表れているものと思います。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

結果の概要のご説明の中の2番の小学校への入学は、今度入学する児童の結果ということですね。支援学級へ10名ということでしたけれども、その審議結果に伴って、例えば本来通うべき学校から支援学級のある学校へ通うという、いわゆる指定校変更に係る児童はいるんですか。

黒川課長

数名います。

松井職務代理者	そういう場合はこの審議には出てはこないんですか。
黒川課長	本来通うべき学校には無いんだけど、違う学校の特別支援学級へという形で、いずれ審議に出てきます。
松井職務代理者	わかりました。そういう子どもがいるということですね。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、次に「報第18号」の説明をお願いします。

報第18号 新見市いじめ問題対策専門委員会の委員委嘱及び調査報告(諮問)の報告について

黒川課長	<p>報第18号 新見市いじめ問題対策専門委員会の委員委嘱及び調査報告(諮問)の報告について説明させていただきます。委員の皆様方には、たびたび報告をさせていただいておりますが、市内中学校における生徒間のトラブルが、その後、いじめ重大事案に発展しております。今年5月に、いじめを受けたと主張する当該生徒保護者から、法律事務所を介し、当該中学校に事案の調査及び報告の要求がなされたことから、本市として、第三者機関である新見市いじめ問題対策専門委員会に調査を委託し、結果を当該生徒保護者に報告することとしております。資料1ページには、専門委員の3名を記載しておりますが、有資格者が変更になっております。当初、有資格者として依頼していた方が、偶然にも過去に当該地域の小・中のスクールカウンセラーをされていたことが判明し、公平性を期す観点から、公認心理師・臨床心理士の塚原健司様に委員を変更しております。資料2ページをご覧ください。9月27日におこなった第1回いじめ問題対策専門委員会での協議を受け、専門委員会がおこなう調査・報告のあり方として、新見市教育委員会がいじめ問題対策専門委員会に諮問をおこなっております。調査内容としましては、(1)本件事件、精神的苦痛を負ったということと本件事件が十分な調査をしないまま放置されているということの事実関係についての調査、(2)学校の設置者及び当該中学校の対応が適切であったか否かの分析、(3)当該生徒の長期欠席が本件事件①②等に起因するものであるか否かの分析、(4)事実関係に基づく再発防止策の検討・提言の4項目です。その後、第2回目の専門委員会を11月15日におこない、被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者、学校関係者それぞれに対しておこなうヒア</p>
------	---

リング内容を決定しております。ヒアリングはこの冬休み期間中に、2日間にわたっておこなわれます。そして、最終的には、令和5年3月23日の第3回いじめ対策専門委員会において、報告書を教育長に提出する運びとなっております。以上です。

正村教育長

3月23日を受けてから、この訴えをしている弁護士へ回答をするというところでひと区切りがついて、またそこで向こうから何かあったら、引き続きということになる可能性もあるということですね。

小林部長

そのような状態になったときは、今度は市の総務課の担当、市の弁護士が対応することになります。

黒川課長

すぐ提訴という形をとれば、市が窓口となり、市の顧問弁護士を通じてということになります。ここの部分がわかりにくいから、もう少しヒアリングした内容で上げてくれと、もし言われるのであれば、この専門委員会がもう1回集まって、内容を協議して、ヒアリングしてまとめて、ですから今回のこれがもう1クール追加があるかもしれません。

正村教育長

相手方が、これはおかしいから裁判に訴えるとなると、今度は市が対応することになるのですね。

小林部長

そうです。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

これは非常に重要な案件だと思うので、継続して、報告等もお願いしたいわけですがけれども、11月15日に第2回の専門委員会があって、そこでは、どういうことを聞き取るかということ審議されて決定されたと、それを基にして、冬休み中にその項目についてそれぞれの方々から聞き取りをして、3月23日が最終でそこで結論めいたものが出るということはお聞きしましたけれど、その聞き取り調査があってから3月23日までの間に何回か専門委員会が開かれるという認識でいいんですか。

黒川課長

現状では、それぞれの専門委員さんが報告書を分担して、作成したものを3月に持ち寄って、合体させたものを報告するという形になると聞いております。

小林部長

専門委員さんが3名いらっしゃって、作業はこの3人しかできないので、私どもが一切関われない中でされます。ですから、その委員会

という場でなくても連絡をとられることはあるとは思いますが、会としては開かないということです。そういう形で進めたいというのが、この3人の方の意向です。

松井職務代理者

途中経過をどういう形でされるかわからない、例えばメールで交換されるのか、どういう形でされるかはわからないけれども、この専門委員の方の意向として、対面での会議はもう開かずに、3月23日に結論をそのまま持ち寄ろうということなんですか。

小林部長

自分たちで作るということです。こちらからは何も言えないということなんです。

松井職務代理者

委員の方のご意向がそうだとということなら致し方ないことだと思いますが、万が一、先ほどもありましたけども第2クールに入るといことになったら、このメンバーは確か変更しなければならないんですよね。同じメンバーでの調査というわけにはいかないのではないのでしょうか。

小林部長

そうです。その調査結果の詳細をということと、その調査に納得できないので再調査ということと、少し扱いが違うんだらうと思います。単なる質疑であるものなのか、その報告書自体の正当性を争うものか、そこが少し違うかと思います。

黒川課長

県内でも高梁市ぐらいしか例を見ないことで、扱いについても県教委とも協議しながら進めておるんですが、今回の諮問形式にしたもので、相手方がそれで納得いかないということになれば、引き続き調査をしてくれという依頼に対して拒否するというのも選択肢としてあるそうです。こちらはもう調べたので、これ以上できませんと言った場合、相手が、それでは訴訟しましょうという形になるかもしれません。

三上委員

このたびは、調査をされて、情報集めて、そこで分析というのは、結果を出してしまうということですか。

小林部長

そうです。

三上委員

結果を出して、例えば、特に問題がありませんでしたとか、こちらに非がありましたとか、結果を出して、向こうが納得されるかという流れですか。

小林部長

そういうことです。

三上委員	そこで、和解をするための働きみたいなのは一切しないんですよ。
小林部長	しません。
松井職務代理者	このお子さんは、今何年生でしたか。
黒川課長	今中学2年生です。
正村教育長	今は調査委員の方に、委ねることになるんですけども、よろしいでしょうか。
長谷川委員	この生徒さんはほとんど登校できていないのでしょうか。
黒川課長	登校させないという保護者の意向がある中、ふた月に1回ぐらいは、おばあちゃんに送ってもらって、学校に来ることがあると聞いてます。
長谷川委員	教育を受けさせてあげられていないということですか。
黒川課長	そうです。
正村教育長	そういったところで、今、調査委員の方をお願いしているところということでよろしいでしょうか。
各委員	(はいの声)
正村教育長	それでは、次に「報第19号」の説明をお願いします。

報第19号 令和4年度教育委員学校訪問の報告について

黒川課長	報第19号 令和4年度教育委員学校訪問の報告について説明させていただきます。委員の皆様には、9月27日の刑部小学校から11月25日の野馳小学校まで、延べ11の小中学校を訪問させていただきました。状況につきましては、資料1ページから11ページに概要をまとめております。しばらく目を通していただく時間を設けまして、その後、委員の方からご意見ご感想等をお聞きかせいただければと思います。
正村教育長	時間をとりますので、外のところへ行かれた方のご感想も見ていた

だいて、後で一言ずつ、総評をお願いできればと思います。

小林部長

10月19日の一中に私の名前が入っていますが、所用で行けていません。

正村教育長

一中のところの小林部長を消しておいてください。

正村教育長

5分経つんですが、よろしいでしょうか。その他の部分で、施設についての要望があるみたいですが、すぐできるものや、これからこうしようというのは、教育総務課で話ができているのでしょうか。

田中課長

年度初めに、それぞれの施設の要望をいただいて、それを、適宜、順位をつけて、緊急性の高いものから対応しているところです。

正村教育長

委員の皆様から感想がありましたら、一言ずつお願いしたいと思います。

三上委員

11月18日に神代小学校に行かせていただきました。神代小学校は、本当に小規模で複式学級なので、新しい先生が複式に少し慣れておられないところもあったりしましたが、逆に南から来られた先生がそういう経験を積む場になっているんだなと思いました。小さい学校ならではの良さというところで、1人ひとりに目が届いているというところが見られました。

正村教育長

ありがとうございます。

長谷川委員

刑部小学校、新見南小学校、野馳小学校に行かせていただきました。刑部小学校は、校長先生が前半と後半で、雰囲気が大分違うのということをおあらかじめ言われていて、前半は低学年中心で、後半は高学年で中心に見させてもらいました。低学年はベテランの先生も多く、個々の特性に応じた授業展開で落ち着いた感じでされていました。後半は、ここにも書いてありますが、6年生の児童との関係が少し不安があると言われていて、そのあたりの問題や人間関係づくりが課題かなと言われていました。新見南小学校は、非認知能力に校長先生が前から力を入れられているので、目に見えない部分だとは思いますが、それをグラフにしたり数値化したりして、可視化することで子どもたちや先生方に伝える努力をされていて、成果が出ているのを感じました。野馳小学校に関しては、結構ハキハキと意見を言う児童が多く、みんなの前で発表できる子が多く、掲示物の作品にも全部先生たちが一言ずつコメントをつけられているのが印象的でした。

正村教育長

ありがとうございます。刑部小学校の6年生につきましては、学校だけではなくて、教育委員会も、そこにに関わりまして、今県教委にもお願いをしています。子どもたちは6年生で最後ですから、卒業までには、落ち着いたところを目指して取り組んでいる最中です。県から1人、週に1回、校長を経験された方ですが、各学校をいろいろ見て相談に乗ってくださる方もいるので、県教委の力を借りて、皆で良くしていこうと、現在取り組んでいるところで、雰囲気も少しずつ変わってきているという報告を聞いております。

松井職務代理者

私は矢神小学校、草間台小学校という小規模校、それから思誠小学校、新見第一中学校という市内では1番大きいところを見させていただきました。1番思ったのは、いわゆる授業の形というのは、どの学校も非常にうまくできているというか、スタンダードとして目当てを示して、最後の振り返りまで、そういうことは、きちんとできているという印象を受けました。大体はこの時間はこういうのが目当てですと担任の先生が示されるパターンを今までずっと見てきたんですけども、矢神小学校と草間台小学校の2校では、この時間はどういうことを勉強して、わかりたいのかなという担任の先生の呼びかけに従って、児童たちが、目当てを自分たちで作成する、それを担任の先生が最終的にうまくまとめられるんですけども、そういうところを見させていただきました。そのことを伺ってみたら、先生方の研修会でどうやったら児童にモチベーションを持たせて、授業に取り組むことができるかということテーマにして、教員の研修をおこなっているということでした。ただ単に形式的に入るだけではなく、常日頃から児童のモチベーションをどのように上げていくかということについて、先生方がお互いに考えて、意見交換しながら授業改善をしておられるんだという姿を見せていただくことができて、そういうところは、いいことだと思って帰らせていただきました。それから、iPad等ICT機器の利用については、大変習熟度も上がってきていて、うまく使うことはできているという感じがしました。実は先ほどの教育長の報告の中の文書にもありましたけれども、11月30日に関西大学の先生の講演会をウェブで聞きまして、1人1台端末の時代、授業というような内容だったと思うんですが、使いこなすということはもちろん必要なことだけれども、使いこなすことが目的ではなくて、そのICT機器を利用して、個々に最適な教育を提供するということが目的だという話をされていました。新見もICT教育の先進地域というか、早くからiPad等取り入れて、教育をおこなってきているわけですから、やはりそういうところで、次はICT機器を利用することによってどういう力を児童生徒に、あるいはどういう教育内容の向上を児童生徒に提供していくかというところをこれからは見させていただきたいと思いました。ただ単にうまく使いこなしているとい

う技術的なところや、i P a dを使うとさすが便利だとかいうところだけではなく、今後、気をつけて、授業改善というか、I C T教育というのは見なくてはいけないんだという目の付けどころを、それで教えていただいて、次回から少しでも活かしていきたいと思いました。

正村教育長

ありがとうございました。本当に教育委員の皆様にはお忙しいところ、学校訪問に行ってくださいました。それぞれの目を見ていただいて、いろんな感想を持ってくださり、ご指摘もいただいて、学校でそれぞれ特色もあると思います。それから大規模、中規模、小規模、いろんな場面もありますでしょうし、すべて100点満点の授業ができているわけではないので、そういったところを見ていただき、皆様のご意見を大切にしながら、松井職務代理者が言われたように、ただいいものを利用するだけでなく、その課題は何かというところや話し合いをするなど必要な部分があると思いますので、教員の研修などそういうものは引き続き高めながら、改善していきたいと思います。本当にお忙しい中ありがとうございました。

それでは、次に「報第20号」の説明をお願いします。

報第20号 新見市神郷神楽の館の指定管理者の指定について

木下課長

報第20号 新見市神郷神楽の館の指定管理者の指定について説明させていただきます。新見市神郷神楽の館につきましては、国指定重要無形民俗文化財である備中神楽の伝承及び保存を目的に整備されたもので、令和5年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了となります。引き続き管理運営を指定管理者におこなわせることにつきまして、12月定例市議会において議決されましたので、ご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。施設名称は、先ほど言いましたように、新見市神郷神楽の館、位置は新見市神郷油野2049番地1、指定管理者は神郷神明社 社長 小早川浩です。指定管理期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。2ページをご覧ください。施設概要ですが、敷地面積は3,089㎡、延床面積は234.09㎡、展示コーナー、ホール等を備えております。公募の要否につきましては非公募でおこなっております。指定管理料につきましては、光熱費、賃金等管理運営費が主で、年額8万円としております。以上です。

田中課長

「浩」と書いて、「ゆたか」ですね。

木下課長

はい。「浩」と書いていますが、読み方は「ゆたか」です。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、次に「報第21号」の説明をお願いします。

報第21号 令和4年度西方小学校大規模改修工事請負契約の変更について

田中課長 報第21号 令和4年度西方小学校大規模改修工事請負契約の変更について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。西方小学校の大規模改修工事につきましては、本年5月の市議会臨時会において、2億3,100万円で契約議決を受けているところです。現在、来年2月6日までの工期内完成に向けて工事を進めております。工事の追加等により請負金額に変更が生じております。請負金額は、1,389万9,300円を増額し、2億4,481万9,300円となります。12月市議会に工事請負変更契約の議案を上程し、本日議決を得ましたので、ご報告いたします。主な変更内容としましては、普通教室、特別教室のカーテン、ブラインドの取り付け、体育館のステージへの緞帳の取り付け、防犯灯、コンセント、ブレイカーの増設です。それから解体工事に伴う産業廃棄物の数量の増加、教室移動に伴う仮設ということで、追加しているものです。以上、よろしく願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、以上で議事を終了します。

7 閉 会

正村教育長 12月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻) (午後4時36分)